

平成29年度 第2回

鳥取市社会教育委員会議、公民館運営審議会及び生涯学習推進協議会

日 時 平成29年12月26日（火）

午後3時～午後5時

場 所 鳥取市役所第二庁舎

5階 第1会議室

— 日 程 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議題

（1）地区公民館における社会教育施策について

- ・小委員会における審議経過
- ・コミュニティスクールと地域学校協働活動について
- ・答申（案）について

（2）その他

4 その他

5 閉 会

鳥取市社会教育委員（公民館運営審議会委員、生涯学習推進協議会委員）名簿

（任期：平成29年6月1日から平成31年5月31日まで）

委員区分	氏名	委員選出機関等	備考
学校教育 関係者	吉川 誠司	鳥取市小学校校長会	大正小学校
	山本 亨	鳥取市中学校校長会	高草中学校
社会教育 関係者	油谷 都々江	鳥取市連合婦人会	
	竹森 貞美	鳥取市自治連合会	
	松本 伸一	鳥取市スポーツ推進審議会	
	山下 多恵子	鳥取市人権教育協議会	
	塩谷 義勝	鳥取市文化団体協議会	
	懸樋 勉	鳥取市公民館連合会	
家庭教育 関係者	森田 秀雄	鳥取市老人クラブ連合会	
	山本 賢璋	鳥取市小学校PTA連合会	神戸小学校
	河上 賀一	鳥取市中学校PTA連合会	西中学校
学識 経験者	田島 大介	青少年育成鳥取市民会議	
	土井 康作	鳥取大学	
	外川 正明	鳥取環境大学	
	岸本 一良	地域代表（鳥取北・東地区）	福部町
	西上 洋治	地域代表（鳥取南地区）	佐治町
公募委員	谷口 一真	地域代表（鳥取西地区）	鹿野町
	大西 保江		
	綱本 信治		
	藤井 健		

（順不同、敬称略）

（注） 鳥取北・東地区：鳥取地域、国府町、福部町

鳥取南地区：河原町、用瀬町、佐治町

鳥取西地区：気高町、鹿野町、青谷町

平成 29 年度社会教育委員会議 小委員会審議経過

答申に向けた審議スケジュールについて

- 第 1 回小委員会 (10 月 30 日 (月) 開催)
審議の全体像の確認と共有 (スケジュール、課題・取り組みの整理)
- 第 2 回小委員会 (11 月 13 日 (月) 開催)
具体的な施策の提案と解決すべき課題の整理
- 第 3 回小委員会 (12 月 8 日 (金) 開催)
答申案の文書化と内容の確認
- 第 2 回社会教育委員会議 (12 月 26 日 (火) 開催)
審議経過の報告と答申案についての審議
- 第 4 回小委員会 (平成 30 年 1 月中旬開催予定)
答申案の最終まとめ
- 第 3 回社会教育委員会議 (平成 30 年 1 月下旬開催予定)
答申案の最終審議

【第1回小委員会】

1. 日 時 平成29年10月30日（月）15時～16時40分
2. 場 所 鳥取大学地域価値創造研究機構 2階 研修室
3. 議 題 (1) 答申に向けたスケジュール
(2) 地区公民館における社会教育の現状と課題について
(3) 今後の取り組みについて
4. 出席者：〈委 員〉土井会長、懸樋副会長、吉川委員、山本亨委員、山下委員、
田島委員、藤井委員
〈事務局〉生涯学習・スポーツ課：奥村上、河井、山本、森岡

概要

- (1) 年内に3回の小委員会による審議と社会教育委員会議にて経過報告し、年明け4回目の小委員会で答申を取りまとめ、1月下旬の社会教育委員会議で答申のスケジュールを確認
- (2) 地区公民館における社会教育の現状と課題の確認
※公民館における社会教育として生涯学習委託事業等を行っているが、補助執行やまちづくり業務による多忙感等の問題の存在について改めて共通認識
- (3) 地区公民館は社会教育の拠点であり、その役割をより明確化し、充実したものに
するための教育委員会としての施策を説明
→地域学校協働活動の推進、モデル事業として公民館へ推進員の配置
(意見)
 - ・既に地域が学校を支援するという状況は多くの学校にある
 - ・学校評議員会制度からコミュニティースクールへの移行が進んでいる
 - ・校長、教頭の多忙感が増すのでは
 - ・地域が学校に入ってくることについて学校側の思いはどうか
→学校の中に入ってどうするかではなく、社会教育の立場からどう学校に関わるかである
 - ・社教主事講習受講者の待遇について異動の問題、手当での必要性を検討すべき

【第2回小委員会】

1. 日 時 平成29年11月13日（月）15時～16時40分
2. 場 所 鳥取大学地域価値創造研究機構 2階 研修室
3. 議 題 答申に向けた具体的施策の審議と課題の整理
4. 出席者：〈委 員〉土井会長、懸樋副会長、吉川委員、山本亨委員、山下委員、
田島委員、藤井委員
〈事務局〉生涯学習・スポーツ課：奥村上、河井、山本、森岡

概要

事務局から

- 今回の諮問に関連して検討している2つの施策（地域学校強度活動、社教主事）
- 地域学校協働活動は既存の取組を活かし、推進員を置くことによる業務の軽減にも期待
- 地域の子どもの成長を支えるために地域として学校とどう連携するかであり、学校に地域が入っていくことだけ（従来の「支援」の強化）を目指すのではない。

議長から

- 2つの施策と付帯事項を審議するという。推進員においてその活動を推進することで進めてよいか
- 委員同意

（意見）

- ・学校では推進員を置いたら学校だろうという誤解がある。学校教育の補完ではなく、社会教育の面で学校とどう連携していくか、地域の子どもたちをどう育てるのかきちんと明記すべき
- ・学校教育は実社会をモデル化して学習している、学校の外にあるホンモノを学ぶことが学校での学習にもつながる。その受け皿となるのが社会教育。
- ・教育そのものが学校教育に偏りがち、社会教育が力をつけ、地域・家庭での教育に戻すことができれば学校は本来の学校教育に取り組むことができる
- ・これからの子どもは学校と地域と家庭が育てるんだという意識が必要
- ・推進員の限られた時間の中で多くのことはできない、既存の組織や事業を活用できないか、例えば子ども会や放課後子ども教室など
- ・中山間地域と都市部、その中間の3つくらいのカテゴリ分けしてモデル地区を選ぶことも必要
- ・中学校区には基本的に複数の小学校・公民館があり、地域とのつながりは小学校と比べて薄い、まずは小学校ベースで考えるべきでは
- ・推進員をボランティアではなく、市が配置するというで継続的なものにしていけるのでは
- ・公民館側に組織ができて学校に関わる場合、学校に迷惑が掛からないか心配。特別な事業を始めるのではなく、既存のものを膨らませることで負担増とならないようにしなければならない。
- ・推進員の配置に当たっては主事と同じような待遇が必要

【第3回小委員会】

1. 日 時 平成29年12月8日（金）10時～12時
2. 場 所 鳥取市役所第二庁舎 5階 第1会議室
3. 議 題 答申（案）について
4. 出席者：〈委 員〉土井会長、懸樋副会長、吉川委員、山本亨委員、山下委員、
田島委員、藤井委員
〈事務局〉生涯学習・スポーツ課：奥村上、河井、山本、森岡

概要

- 過去2回の小委員会における審議を踏まえた答申（案）について説明
- 答申の構成、内容、文言について意見をいただく
- 今回の審議を踏まえ、第2回社会教育会議に諮る→12/26（火）開催予定

（意見）

- ・添え状と答申本体を分け、序文と具体的な提案2つの構成とする
- ・社会を取りまく課題を解決するために地域学校協働活動に取り組む、という流れの文章になっているが、どう子どもたちを育てていくか、という視点が必要なのではないか
- ・社会教育主事講習の受講は必要と考えるが、既に公民館職員は多くの研修を受けている状況があり、研修をさらに増やすのではなく、地域と大学等が連携した事業などの枠組みを作り、継続的な社会教育の内容充実に関する記事を記載すべき
- ・併任辞令や補助執行、指定管理の問題については昨年からの議論で中心となってきた部分であり、あいまいな表現ではなく社会教育委員の意見としてはっきりと記載をするべき
- ・指定管理については委員によっては理解が難しいところもある、全体会において委員の合意を図るべき

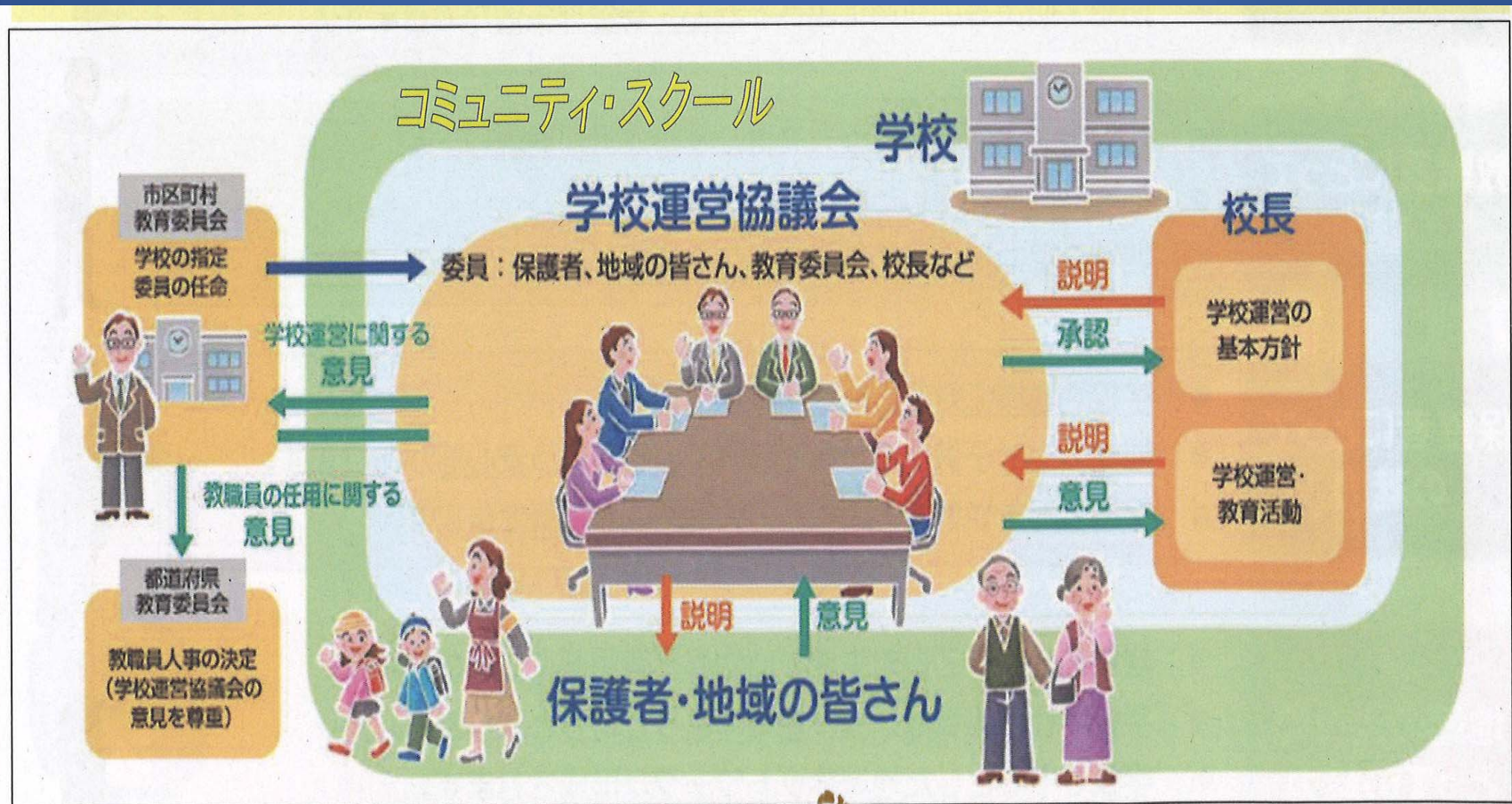
平成29年 鳥取市のコミュニティ・スクールについて



平成29年12月26日(火)
鳥取市教育委員会 学校教育課

コミュニティ・スクールって何？

学校運営協議会を設置している学校のことです



※ **学校運営の責任者は校長**であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

注 学校運営のための地方教育行政法に基づく仕組み

なぜ、今、「コミュニティ・スクール」なのか？

(コミュニティ・スクール＝学校運営協議会を置く学校)

学校だけが、子どもの教育を引き受ける時代は終わった！

- ◇少子・高齢化が進んでおり、未来の地域の担い手を地域で育てる時代
- ◇地域の教育力、家庭の教育力の充実が必要な時代
- ◇学校が抱える課題が複雑化・困難化しており、社会総掛かりで対応する時代

学校を核として

- もう一度3者の役割を見直す
- 互いの顔が見える関係を作り直していく
- それぞれが持つ情報を共有する etc . .



子どもたちの豊かな育ち + 地域の活性化

地域の実態に応じた
オンリーワンの「じげ」の学校づくり

「学校運営協議会」とは

地域住民や保護者が一定の「権限」と「責任」を持って
学校運営に参画する仕組み

- 1 目標共有、責任分担
- 2 学校力、家庭力、地域力の向上
- 3 協働による子どもの豊かに生きる力の育成



それぞれの役割を果たしつつ、3者の知恵と力を
結集する、地域にふさわしい、「みんなで関わり、
みんなで作る学校」に向けての話し合いの場

＜法令上の権限＞

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をする【必須】
- 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

「学校運営協議会」ではどんなことが話し合われるの？

<承認>

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認

<協議>

□めざす子ども像

□コミュニティ・スクール基本構想

・組織体制、年間計画等

□学校、家庭、地域の現状

□学校運営全般

□実働の取り組み

□小中連携の取り組み

<評価>

- 学校評価

熟議

- ・どんな子どもを育てたいか。
- ・子どもたちの学力を向上させるには
- ・いじめを撲滅するには
- ・下校時の安全をどう確保するか
- ・スマホの所持をどうするか
- ・地域との合同運動会について



鳥取市の例(桜ヶ丘中学校)



運営協議会の活動方針
・学校と地域の協働意識づくり
→子どもたちを育てる風土づくり



【サンキュープロジェクト】

●運営協議会の概況

①構成メンバー

・会長(PTA会長)・グリーンゾーン会長・部活動後援会長・前学校評議員・学校支援ボランティア・PTA役員等

②重点取り組み

・学校:(地域の一員として参画)

中学生の地域貢献活動(部活動単位で公民館の除草作業など「サンキュープロジェクト」や地域運動会の役員参加)

・運営委員会:(地域の受け皿づくり)
活動の地域での積極的広報



【地域運動会への役員参加】



コミュニティスクールと地域学校協働活動の連携

資料3

学校 (コミュニティスクール)

【協議事項】

- ・こんな子どもに育てほしい
 - ・地域のよさを伝えたい
 - ・学校・地域・保護者・子どもの役割分担 など(共通の目標)
- 学校支援の総合的な企画・立案



委員: 保護者、地域住民、**地域学校協働活動推進員**、校長など

学校運営協議会



共通の目標

【地区公民館に配置】
学校・地域・保護者の各代表による協議結果を地域で共有、支援活動をコーディネート
※地域が学校へ入っていただくだけではなく、地域が子どもたちを受け入れ、育てる社会教育環境の充実を支援する

←協議結果の情報共有→

支援活動

地域社会全体で子どもたちの学びや成長を支え合い、持続可能な地域をつくる

地域・文化行事への参画等

地域

地域ボランティア団体

子ども会

PTA

自治会

文化施設

既存の団体・活動を
活用し、学校との連携を強化

放課後子ども教室

各種講座

見守り

地域行事

施設見学

地域学校協働活動推進員



地域学校協働活動

地域によっては同じ組織又は既存の組織を活用

推進員の配置による地域と学校の協働体制イメージ

資料4

学校(コミュニティスクール)



運営協議会での協議結果を踏まえた連携・活動について、地域学校協働活動推進員を窓口とすることで、教職員の業務負担の軽減と学校教育の充実を図る



地域

既存のネットワーク
(まち協など)
を活用



地区公民館

従来の生涯学習事業等を活用し、学校との協働や地域の子どもたちの成長を支える社会教育活動につなげる



地域学校協働活動推進員

各種団体

各種講座

文化施設

見学等の学習
(大人向け
→子ども向け)

地域ボランティア

放課後子ども教室
(地域の歴史を学ぶ)

自治会等

地域行事

地域の実情に応じて活動内容を選択して実施

■社会教育主事制度

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県、市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。

主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

【参考】社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定した者。

公民館職員の社会教育主事講習の受講により資質・能力の向上を図る

■期待される効果

- 現代的課題、地域課題の解決を意識した事業計画の展開
- 全国の先進事例等の学びを通じ、地域と学校等の連携協働の意識を醸成
- 事業計画及び評価手法を学ぶことで、効果的な事業計画の立案が可能

■本市の現状と課題

- 近隣では国立教育政策研究所主催の講習会が琴浦町で開催（受講料無料）
- 毎年受講を希望する公民館職員1～2名が受講
- あらかじめ公民館長及び関係課の了解を得て受講するが、宿泊研修経費・旅費は自己負担
- 概ね40日間の受講期間のため、2～3年の分割受講を推奨
- 受講期間中、公民館に欠員が生じることによる代替配置は原則認めていない
- 分割受講の場合、最大7日間義務免除（有給）とし、残りは有給休暇を取得して参加

(案)

資料6

平成30年 月 日

鳥取市教育委員会
教育長 尾室高志 様

鳥取市社会教育委員会議
会長 土井康作

地区公民館における社会教育施策について（答申）

平成29年9月29日付け発教生第447号で諮問のありました地区公民館における社会教育施策について、別添のとおり答申します。なお、諮問事項を審議する過程において施策の推進に必要と考えられる課題等を集約しましたので、附帯意見として付します。

(案)

答 申 書

地区公民館における社会教育施策について

平成30年 月 日

鳥取市社会教育委員会議

(案)

地区公民館における社会教育施策について（答申）

人口減少や高齢化の急激な進展など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、地域における支えあいの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの問題や、学校におけるいじめや不登校、貧困などをはじめとした子どもを取り巻く問題の複雑化・困難化に対し、社会総掛かりで対応することが求められている。

こうした背景を踏まえ、文部科学省は平成29年3月に社会教育法を改正し、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みとして、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備され、社会教育による新たな課題への対応を推進している。

鳥取市においては、鳥取市の教育等の振興に関する大綱に示す「ふるさとを思い志を持つ子を育て、夢と希望に満ちた時代を“ひらく”」ため、鳥取市教育振興基本計画に基づく教育施策を推進するとともに、鳥取市第2次生涯学習推進基本方針に基づき、学びを通じた新しい時代の地域づくりを進めている。

先のような課題に対応し、ふるさとを思い、志を持つ子を育てるためには、地域に根差した学校教育と地区公民館を核として各地域で培われてきた社会教育や家庭教育を活用・充実させ、地域と学校の連携・協働による「地域学校協働活動」を積極的に展開することは非常に有効である。

そうした取り組みが、学校と地域社会全体で子どもたちの学びや成長を支え合い、さらに地域を創生し、持続可能な地域づくりに繋がるものとする。

実施に当たっては、学校が推進する「コミュニティスクール」と連携しながら、地域の各種団体等の協力を得て郷土学習・放課後等の学習活動・自然体験活動など、子どもたちを対象とした社会教育による学習機会を提供していくことが求められる。

そこには、地区公民館がこれまで様々な社会教育活動を実施する中で培ってきた手法やネットワーク等の蓄積が大いに活用できる。

さらに、地域の社会教育を推進し、「地域学校協働活動」の充実を図るためには、拠点となる公民館職員のより一層の資質向上に向けた施策の充実が望まれる。

具体的には、以下のとおり施策に反映すべきである。

1. 地区公民館は、地域における社会教育・生涯学習推進の拠点施設として重要な役割を担っており、地区公民館を地域学校協働活動の拠点として位置付けるとともに、地区公民館に地域学校協働活動推進員を配置すること。

(説明)

地域と学校との協働活動の推進においては、関係者間の調整や橋渡し役となるコーディネーターの役割が非常に重要であり、社会教育活動を通じて知識や経験、各種団体との関係を培ってきた地区公民館をその推進拠点とし、地域学校協働活動推進員を配置することが最も効果的かつ効率的である。

2. 地域における社会教育活動の充実を図るため、地区公民館職員の社会教育主事講習受講などの研修機会を充実させること。

(説明)

地域における社会教育の水準向上や、住民が自らの課題を自ら解決する地域社会の形成のためには、社会教育の専門的知識に基づく指導・助言が求められることから、公民館職員や地域学校協働活動推進員に対し、社会教育主事講習受講の推奨や学習を支援する環境整備を行うべきである。

(案)

【附帯意見】

1. 地域学校協働活動の取組みにおける留意点

- 地区公民館に配置する地域学校協働活動推進員の選任に当たっては、社会教育や学校教育に関する専門知識を持った者を置くことが望ましい。
- 地区公民館を拠点として活動することから、地域学校協働活動推進員は地区公民館職員と同等の勤務条件とすることが望ましい。
- 学校・地域への新たな負担は最小限にすることが望ましく、地域における既存の取組みや団体を活用するなどの工夫が必要である。

2. 地区公民館職員の社会教育主事講習受講に係る留意点

- 地域における学習活動が多様化・高度化しており、より専門的な知識の取得を目指し、社会教育主事講習の受講を希望する職員は多く、社会教育の企画・運営の中核を担う人材育成への取組みの充実が必要である。
- 講習の受講に当たっては、その費用負担や受講期間中の代替職員配置等について配慮を求める。
- 受講者の適切な職員配置に対する配慮や給与への反映についても検討を要する。

3. 地区公民館が抱える課題の解決について

- 地区公民館の本来業務を明確化し、業務内容の整理・見直しを求める。
- 地区公民館の組織体制の改善を図ることが求められており、補助執行と併任辞令について見直しを行うべきと考える。
- 地区公民館は地域における社会教育の拠点施設であり、指定管理者制度の導入については社会教育の質の担保に懸念がある。
- 地域における社会教育のより一層の発展を図るため、大学機関等との連携体制の構築を進めることが望まれる。